

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九一六―八八

人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第一 適用区分表（第一条関係）			
一	人事院、内サイバーセキュリティ	一	人事院、内サイバーセキュリティ
勤務箇所	職員	勤務箇所	職員
調整数	調整数	調整数	調整数

閣官房（内閣	テイの確保、情報
サイバーセキ	システムの整備若
ユリテイセン	しくは管理又はこ
ターを除く。	れらと併せて行わ
）、宮内庁、	れる事務の運営の
公正取引委員	改善及び効率化に
会、警察庁、	関する業務に直接
金融庁、総務	従事することを本
省、法務省、	務とする職員（人
出入国在留管	事院の定める者に
理庁、外務省	限る。）
、財務省、国	
税庁、文部科	

閣官房（内閣	テイの確保、情報
サイバーセキ	システムの整備若
ユリテイセン	しくは管理又はこ
ターを除く。	れらと併せて行わ
）、公正取引	れる事務の運営の
委員会、警察	改善及び効率化に
庁、金融庁、	関する業務に直接
総務省、法務	従事することを本
省、出入国在	務とする職員（人
留管理庁、外	事院の定める者に
務省、財務省	限る。）
、国税庁、文	
部科学省、厚	

局	四 地方更生保護委員会事務	略)	一の二、三 (略)	員会 原子力規制委 、環境省及び 、国土交通省 、経済産業省 産省、林野庁 働省、農林水 学省、厚生労
	(1) 更生保護管理官 、調整指導官、		(略)	
	二		(略)	

局	四 地方更生保護委員会事務	略)	一の二、三 (略)	生労働省、農 林水産省、経 済産業省、国 土交通省、環 境省及び原子 力規制委員会
	(1) 更生保護管理官 、調整指導官、		(略)	
	二		(略)	

	<p>指導監査官、首席審査官、統括審査官、分室長及び総務課に勤務する者を除く。</p>	<p>(2) 保護観察官（更生保護管理官、調整指導官、指導監査官、首席審査官、統括審査官及び分室長に限る。）</p>
		一

	<p>首席審査官、統括審査官、分室長及び総務課に勤務する者を除く。</p>	<p>(2) 保護観察官（更生保護管理官、調整指導官、首席審査官、統括審査官及び分室長に限る。）</p>
		一

五 保護観察所

(1) 保護観察官（ 所長、次長、支 部長、課長、民 間活動支援専門 官、首席保護観 察官、社会復帰 対策官及び統括 保護観察官を除 く。）	二
(2) (略)	
(3) 保護観察官（ 支部長、課長、 首席保護観察官	一

五 保護観察所

(1) 保護観察官（ 所長、次長、支 部長、課長、民 間活動支援専門 官、首席保護観 察官及び統括保 護観察官を除く 。）	二
(2) (略)	
(3) 保護観察官（ 支部長、課長、 首席保護観察官	一

十二 国立障害者リハビリテーションセンター ター自立支援局 国立保養所	(5) 生活支援員、 職業指導員、 心理判定員及び就 労支援員 (8) に 掲げる者を除く	(1) (4) (略)	五の二(十一) (略)	(4) (略)	社会復帰対策 官及び統括保護 観察官に限る。
	二	(略)	(略)		

十二 国立障害者リハビリテーションセンター ター自立支援局 国立保養所	(5) 生活支援員、 心理判定員及び 就労支援員 (8) に掲げる者を除く。	(1) (4) (略)	五の二(十一) (略)	(4) (略)	及び統括保護観察官に限る。
	二	(略)	(略)		



## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。